

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

- ※ このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。
このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

目次

1	農地法第3条の規定による許可申請書様式及び記入方法	・・・	1 頁
2	個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	1 5
3	農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	1 9
4	農業生産法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例	・・・	2 5

※1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

※2 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農業生産法人以外の法人は、一定の条件のもとで農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

大竹市農業委員会会長様

譲受人等

住所(又は主たる事業所)

職業(又は主たる業務)

氏名(名称及び代表者名)

年齢

買う人, 借りる人について記入します。

譲渡人等

住所(又は主たる事業所)

職業(又は主たる業務)

氏名(名称及び代表者名)

年齢

売る人, 貸す人について記入します。

- ・所有権
 - ・賃借権
 - ・使用貸借による権利
 - ・その他使用収益権
- から選んで記入します。

- ・設定
 - ・移転
- から選んで記入します。

次の農地(採草放牧地)の(に)「
」を「
」したいので、農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

例) 二毛作, 普通畑, 果樹園, 花園, 自給用野菜, 休耕中等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a 当たり 普通収穫高 (kg)	所有者氏名 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況					氏名(名称)	利用権原	
許可を受けようとする土地について記載します。土地の登記事項証明書を添付してください。										
						例) 水稲 450kg 等				土地の登記事項証明書記載の所有名義人と、現在の所有者が異なる場合には土地の登記事項証明書の所有名義人をこの欄に記入してください。
計	㎡ (田	筆	㎡, 畑	筆	㎡, 採草放牧地	筆				㎡)

2 土地の引渡しの時期

年 月 日

実際の予定日又は「許可後〇日後」等

(様式第1-1号 甲号)

★申請部数

様式第1-1号(甲号, 乙号) 正本1部, 併せて指令書用に, 甲号のみ2部必要です。

施行規則第10条第1項ただし書の規定による単独申請の場合*1は, 指令書用の甲号は1部
よいです。

譲受人等又は譲渡人等が複数いる場合は, 指令書用の甲号は当事者の数だけ提出してください。

★記載注意

- 「氏名」については必ず本人が自署してください。(押印は不要)
- なお, 高齢・病気などの理由により自署できない場合や代表者の自署を求めることがかえって負担増大になる場合などは, 自署に代えて記名・押印でかまいません。
- 当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署してください。例外として単独申請できるのは次の場合です。*1

- ①競売, 公売, 遺贈その他の単独行為
- ②確定判決, 裁判上の和解又は請求の認諾, 民事調停成立, 家事審判の確定又は調停成立

- 譲受人等, 譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は, 「別紙のとおり」と記載し, 別紙で添付してください。

この別紙も, 指令書用甲号の必要部数も添付してください。

譲受人等が複数の場合は, 持分を記載してください。

- 原則として申請前に相続登記を行い, 譲渡人と登記名義人を一致させてください。

なお, 申請時まで登記することができない場合は, 申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍謄本, 除籍の謄本又は遺産分割協議書, 相続放棄証明書など)を添付してください。

また, 住所等が登記簿の記載と異なる時も, 戸籍の附票, 住民票の写し(変遷のわかるもの等)を添付してください。

- 未成年者の場合は, 未成年者の氏名の下に親権者名を記載し, 親権者であることを証する書面(戸籍謄本など)を添付してください。
- 代理人の名義で申請する場合は, 代理権限を証する委任状(委任事項を特定したもの)及び, 必要に応じて, 譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付してください。
- 例) 「所有権」を「移転」, 「賃借権」を「設定」, 「使用貸借による権利」を「設定」 等

1 「利用状況」例)二毛作, 普通畑, 果樹園, 花園, 自給用野菜, 休耕中 等

「10 a 当たり普通収穫高」は, 通常作付けされる作物について記載してください。

例) 水稲 450kg, 普通畑 みかん 1,000kg,

休耕中の場合は「-」で可

余白ができた場合, 追記できないよう「以下余白」と記載するか, 斜線を引いてください。

「面積 (㎡)」は登記簿の面積を記入してください。

「備考」は, 登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる場合, 登記簿上の所有者を記載してください。

2 「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は「許可後○日後」等記載してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲渡(賃貸)事由:後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため、自宅から遠距離で耕作困難なため、後継者へ生前一括贈与するため等、許可を受けたい理由を記載してください。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(権利の内容欄は、該当箇所に○をすること。)

申請に係る権利の内容	所有権移転	賃借権設定	使用貸借による権利の設定	その他()
権利の設定又は移転の時期	権利の存続期間			
売買価格又は賃借料				

「世帯員等」=住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族

5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作地等の状況	譲受人等							譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			経営地	自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地					
地目区分	①	②	③	④	⑤	⑥	①+④	⑦	⑧	⑨	⑩
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
田	買う人、借りる人やその世帯員等が所有している農地について、記入してください。			買う人、借りる人やその世帯員等が人から借りている農地について、記入してください。				売る人、貸す人やその世帯員等について記入してください。			
畑	①=自分たちで耕作中の農地			④=自分たちで耕作中の農地							
樹園地	②=人に貸している農地			⑤=人に貸している農地							
計	③=耕作していない農地			⑥=耕作していない農地							
採草放牧地											

非耕作地

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
		所有地 借入地				

上の表の③と⑥について記入してください。

許可後の作付け予定面積で記載してください。欄が足りない場合は別紙で一覧表を添付してください。

6 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付(予定)作物					/	
権利取得後面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）等の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依の状況（法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	性別	続柄	職業	農作業体験	農作業従事日数	備考
世帯員 (構成員)	買う人、借りる人について記入します。法人の場合は構成員について記入します。農業生産法人の場合は別紙2に詳細を記入してください。その他の法人の場合は別紙3も記入してください。						日	農作業に常時従事する期間（その期間に必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「〇月～〇月」と記載する。
常 雇					農作業歴〇年、 農業技術修学歴〇年等			
季節雇 臨時雇	年間延べ 人							
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時						「自宅から〇km」「自宅から自動車で〇分」		

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況

	大 農 機 具	家 畜
種類	トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。リースのものは（ ）書きで記載し、導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記入してください。	牛、豚、鶏等です。リースのものや導入予定のものは左記同様です。
確保済み数量		
導入予定数量		
導入のための資金繰り：		

9 信託の引受該当の有無（法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得： 有 ・ 無 「有・無」のどちらかに○

10 転貸が認められる場合への該当の有無（法第3条第2項第6号関係）

転貸による権利の取得： 有 ・ 無 「有・無」のどちらかに○

11 周辺地域との関係（法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障などについて記入してください。

12 その他参考となるべき事項

区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載してください。

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	〒	氏 名
電話番号	() -	自宅 勤務先 (名称)

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に応答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。

(様式第1-1号 乙号)

★記載注意

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

事由の記載例。

譲渡（賃貸）事由例：後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため
自宅から遠距離で耕作困難なため
後継者へ生前一括贈与するため 等

譲受（賃借）事由例：経営規模を拡大し水稻を耕作するため
既存経営地の隣接地であり耕作に便利のため
贈与を受け経営するため 等

次の場合は、その旨及び事業内容等を記載してください。記載欄が不足する場合は、別紙で添付してください。

- (1) 民法第269条の2第1項の地上権又はこれと性格を同一にするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を取得する場合当該事業又は施設に関する計画の概要。
- (2) 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合その農地等に係る受託農業経営事業の内容。
- (3) 施行令第6条第1項第1号イからニ及び第2項各号に掲げる事由に該当して農地等の権利を取得する場合当該事業又は施設を必要とする理由及び当該事業又は施設に関する計画の概要。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

「権利を設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後○日後」等記載してください。

水田裏作を目的とするための権利の設定の場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を別紙にて記載してください。

5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供しているものを記載してください。

なお⑤は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

「非耕作地」は、不耕作地等その所有者及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを記載します。「経営地①+④」に今回取得予定面積を足した合計が法第3条第2項第5号（下限面積）を満たさない場合は別紙1の1を記載して添付してください。

「譲渡人等」については農業委員会が必要と認めた場合に記載してください。

「非耕作地」③、⑥に記載したものについて、その状況・理由として、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載します。

例)「～であることから条件不利地である」

「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」

「～のため〇年間休耕中である」等

「所有・借入の別」は所有地又は借入地に〇印を記入してください。

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）等の農業従事の状態及び雇用労働力に対する依存の状況.

世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

「農作業経験」は農作業歴〇年、農業技術修学歴〇年等を記載します。

「備考」は、農作業に常時従事する期間（その期間必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「〇月～〇月」と記載します。

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況

現に使用しているものについて記載します。

大農機具とは、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等です。

家畜とは、牛、豚、鶏等です。

リースによるものは（ ）書きで記載してください。

導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記載してください。

9 信託契約の内容

農業協同組合や農地保有合理化法人の信託事業に該当する場合は有に〇です。

10 転貸が認められる場合への該当の有無

転貸による権利の取得が有の場合は、別紙1の2を記載して添付します。

11 周辺地域との関係

集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への影響を記載してください。

12 その他参考となるべき事項

区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載してください。

特例による場合

1は、申請書乙号の5「**経営地①+④**」に今回取得予定面積を足した合計が法第3条第2項第5号(下限面積)を満たさない場合のみ記載してください。

1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況
(法第3条第2項第5号)

以下のうち該当するもの(□)に印(レ)をつけてください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下回ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2は、転貸する場合のみ記載してください。

2 転貸が認められる場合への該当(法第3条第2項第6号)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するもの(□)に印(レ)をつけてください。

- 賃借人等はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容:)
(裏作の作付内容:)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

3は、使用貸借又は賃貸借に限る申請(特例)の場合のみ記載してください。

(1)の初めの設問は必ず印(レ)を記入し、当該条件が記されている契約書の写しの添付が必要です。内容はここに挙げたものに限りませんが、契約解除の際の条件等を契約書に明記することが適当です。

3 権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人である場合
又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合

以下のうち該当するもの(□)に印(レ)をつけてください。

(1) 適正な利用を確保するための契約条件の状況(法第3条第3項第1号関係)

- 本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを確約します。

契約書中に次の記載がある場合は、該当するもの(□)に印(レ)をつけてください。

- 賃貸借契約が終了したときは、乙はその終了の日から○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。
- 乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。
- 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。

(2) 地域との役割分担の状況(法第3条第3項第2号関係)

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う予定であるか、以下のうち該当するもの(□)に印(レ)をつけ、内容を記載してください。

- 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加
(話し合い活動をする団体等名称:) 頻度:)
- 農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守
(共同利用施設及び管理団体等:)
- 獣害被害対策への協力
(協力の方法:)
- その他
()

農業生産法人の要件に係る事項

1 事業の状況
(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業以外の事業の内容
	農畜産物名	関連事業等(*A)の内容	
現在	粗収益の50%を超えると認められるものの名称。		
権利取得後			

*A「関連事業等」とは・・・

ア 耕作又は養畜の事業に関連する次の事業

- (ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
(例)りんごを生産する法人が、自ら生産したりんごを原料としてりんごジュースを製造・加工するなど。
- (イ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
(例)りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごの貯蔵・運搬・販売をするなど。
- (ウ) 農業生産に必要な資材の製造
(例)畜産業を営む法人が、他の農家への販売目的で堆肥を製造するなど。
- (エ) 農作業の受託
- (オ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

イ 農業と併せ行う林業

ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 事業の実施状況及び事業計画

年度	農 業	左記農業以外の事業
3年前	法人の行う耕作等の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載します。	左の農業以外の事業の売上高について記載します。
2年前		
1年前		
初年度		
2年目		
3年目		

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載します。

2 構成員の状況

氏名・名称	議決権	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		取引関係等の内容	備考
		権利の種類	面積 (㎡)	前年実績	見込み		
	その構成員の有する議決権の数	所有権, 賃借権, 使用貸借権, 等				個人の場合は農作業委託の内容, 関連事業者の場合は例えば, 「法人から生産物を購入している食品会社」, 「法人に肥料を販売する肥料会社」, 「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」	

「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には, 許可申請の日を含む事業年度の前事業年度における事業及び関連事業等(以下構成員の農業への年間従事日数を記載し, 「見込み」欄には, 権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載します。法人の行う耕作等農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

3 構成員のうち承認会社の株主の状況

株主の氏名・名称	議決権	備 考
<p>農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれている場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載します。</p> <p>複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載します。この欄に記載する事項を、株主名簿の写しに記載して、別添としても差し支えありません。</p>		

業務執行役員＝農事組合法人では理事，株式会社では取締役，持分会社では業務を執行する社員

4 理事，取締役又は業務執行役員の状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む）への従事状況

氏 名	住 所	役職	年間農業従事日数			
			前年実績		見込み	
例) ○○ □男 △△ □子	大竹市小方一丁目11-1 大竹市小方一丁目11-1	取締役 取締役	150日 150日	150日 150日	60日 60日	60日 60日
業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載。			*Aの関連事業も含む農業への従事日数を記載。		農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載。	

(1)に記載した人については更に(2)に記入してください。

(2) 農作業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人が農業を行う期間			←									→
	年 280 日											
うち必要な農作業の期間			←									→
	年 190 日											
(1)の者が農作業に常時従事する期間 (前年実績)			←									→
例) ○○ □男	年 150 日											
△△ □子			←									→
	年 150 日											
上記(1)に記載した業務執行役員ごとに農作業従事の状態を記載。												
	年 日											
(許可後の見込み)			←									→
○○ □男	年 200 日											
△△ □子			←									→
	年 200 日											

今回申請の農地の権利を取得した後の作業日数の見込みを記入してください。

(様式1-1号 別紙2)

★記載注意

1 事業の状況

(1) 事業の種類

「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。

いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

「関連事業等」とは、次の事業をいいます。

ア 耕作又は養畜の事業に関連する次の事業

(ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

(例) りんごを生産する法人が、自ら生産したりんごを原料としてりんごジュースを製造・加工するなど。

(イ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

(例) りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごの貯蔵・運搬・販売をするなど。

(ウ) 農業生産に必要な資材の製造

(例) 畜産を営む法人が、他の農家への販売目的で堆肥を製造するなど。

(エ) 農作業の受託

(オ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

イ 農業と併せ行う林業

ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業（以下「耕作等の事業」という。）に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載してください。

(2) 事業の実施状況及び事業計画

「農業」欄には、法人の行う耕作等の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業以外の事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

2 構成員の状況

「議決権」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載してください。

「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う耕作等の事業及び関連事業等（以下「農業」）に係る構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載してください。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

「取引関係等の内容」欄には、個人の場合は農作業委託の内容、関連事業者の場合は例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

法人との連携について農商工連携法等※の法律に基づく認定を受けた場合は「備考」欄に法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日も併せて記載してください。

※農商工連携法等とは次のとおり

食品流通構造改善促進法

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律

米穀の新用途への利用の促進に関する法律

3 構成員のうち承認会社の株主の状況

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれている場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

なお、構成員に上記の承認会社を含まない場合は、この欄を省略しても差し支えありません。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

この欄に記載する事項を、株主名簿の写しに記載して、別添としても差し支えありません。

4 理事、取締役又は業務執行役員の状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む）への従事状況

「業務執行役員」とは、農事組合法人では理事、株式会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員のことをいいます。「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載してください。

「うち農業従事の有無」の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供する

こととなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載してください。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

「うち農作業常時従事」の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載します。

(2) 農作業への従事状況

(1)で農作業への常時従事があると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況を記載します。

「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。

農業生産法人以外の法人による使用貸借又は賃貸借に限る申請（法第3条第3項第3号関係）

- 1 その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

ここでいう「農業」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

(1) 氏名 ○○ □男

業務執行役員のうち、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する方の氏名を記載します。

(2) 役職名 取締役

(3) 住所 大竹市小方一丁目11-1

その法人の業務執行役員のうち、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者が生活の本拠としている場所を記載します。

(4) 農業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人が農業を行う期間			←										→
	年											280	日
この者が当該事業に参画・関与する期間 (前年実績) ○○ □男			←						→				
	年											150	日
(許可後の見込み) ○○ □男			←										→
	年											200	日

上記の方の従事状況を記載します。

今回申請の農地の権利を取得した後の作業日数の見込みを記入してください。

【記入例】
個人の場合

(農地法第3条甲号)

農地法第3条の規定による許可申請書

平成22年 8月 1日

南北町 農業委員会会長 様

譲受人等 住所 南北郡南北町大字南北120
職業 農業 年齢 45歳
氏名(名称) 「 自 署 」

譲渡人等 住所 南北郡南北町大字北東326
職業 農業 年齢 75歳
氏名(名称) 「 自 署 」

次の農地(採草放牧地)の(に)「 所有権 」を「 移転 」したいので、農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

南北郡南北町

土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況	10a当たり普通収穫高 (kg)	所有者氏名 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況					氏名(名称)	利用権原	
大字北東字北東	1206	田	田	1,000	一毛作	水稻480	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1207	田	田	850	一毛作	水稻480	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1208	田	畑	240	普通畑	ねぎ 4000kg	北東三郎	北東三郎	所有権	
以下	余		白							
計 2,090m ² (田 2筆 1,850m ² , 畑 1筆 240m ² , 採草放牧地 1筆 1m ²)										

2 土地の引渡しの時期 平成22年10月31日

個人の場合

(農地法第3条乙号)

- 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細
 譲渡人 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから譲渡することとした。
 譲受人 以前から規模拡大をしたいと考えており、居住地から近いので購入した。
- 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(権利の内容欄は、該当箇所には○をすること。)

申請に係る権利の内容	所有権移転	賃借権設定	使用貸借による権利の設定	その他()
権利の設定又は移転の時期	平成22年10月31日	権利の存続期間	永久	
売買価格又は賃借料	2,000,000円			

- 5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作等の状況	譲受人等						譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地				
地目区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
田	15,000	—	—	25,000			3,000		500	0
畑	4,000			3,000			500			0
樹園地										
計	19,000			28,000			3,500		500	0
採草放牧地										

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
		所有地				
		借入地				

- 6 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付(予定)作物	稲	ねぎ	大根	白菜			3月~12月
権利取得後面積	41,850 ㎡	2,000 ㎡	2,000 ㎡	3,240 ㎡	㎡	㎡	

- 7 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況(法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況)

	氏名	年齢	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業経験	農作業従事日数	備考
本人 世帯員 (構成員)	南北 二郎	45	男	本人	農業	農作業暦20年	300 日	
	花子	42	女	妻	会社員	農業技術就学暦2年	100	
	彩花	17	女	長女	高校生		0	
	優佑	15	男	長男	中学生		0	
	太郎	72	男	父	農業	農作業暦50年	200	
常雇								
農作業委託 季節雇 臨時雇	年間延べ	人						
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から 権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						自宅から徒歩5分		

個人の場合

8 権利を所得しようとする者及びその世帯員の農機具並びに家畜の保有状況

種類	大農機具							家 畜		
	トラクター	耕耘機	田植機	乾燥機	コンバイン	軽トラック	草刈機			
確保済み数量	(1)	2	1	1	1	1	1			
導入予定数量										

導入のための資金繰り：

9 信託契約の内容（法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得： 有 ， 無

10 転貸が認められる場合への該当の有無（法第3条第2項第6号関係）

転貸による権利の取得： 有 ， 無

11 周辺地域との関係（法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

周辺の経営体の農地の集積の取り組みへの影響はありません。また、農薬については、防除基準に従って行います。

12 その他参考となるべき事項

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	T***-**** 南北郡南北町大字南北120	氏 名	南北 二郎
電話番号	(▲▲▲▲) ▲▲ -▲▲▲▲	(自宅) 勤務先 (名称)	

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に応答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。

※ 申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

個人の方が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 「農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合」に該当する場合、農地の所有者と農地を借りる本人との間の貸借契約書の写し
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考） その他の添付書類の例

営農計画書

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

住民票

戸籍謄本

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など

【記入例】
農業生産法人の場合

(農地法第3条甲号)

農地法第3条の規定による許可申請書

平成22年 8月 1日

南北町 農業委員会会長 様

譲受人等 住所 南北郡南北町大字南北120
職業 年齢 歳
農事組合法人 ××
氏名(名称) 代表理事 県庁太郎



譲渡人等 住所 南北郡南北町大字北東326
職業 農業 年齢 75歳
氏名(名称) 北東 三郎

自署の場合は押印不要です。

次の農地(採草放牧地)の(に)「所有権」を「移転」したいので、農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

南北郡南北町

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通 収量高 (kg)	所有者氏 名 (名 称)	耕作者		備考
		登記簿	現況					氏名(名称)	利用権原	
大字北東字北東	1206	田	田	1,000	一毛作	水稲480	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1207	田	田	1,000	一毛作	水稲480	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1208	田	畑	500	普通畑	ねぎ 4000kg	北東三郎	北東三郎	所有権	
以下	余		白							
計 2,500㎡ (田 2筆 2,000㎡, 畑 1筆 500㎡, 採草放牧地 一筆 一㎡)										

2 土地の引渡しの時期

平成22年10月31日

農業生産法人の場合

(農地法第3条乙号)

- 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細
 譲渡人 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから譲渡することとした。
 譲受人 以前から規模拡大をしたいと考えており、事務所から近いので購入したい。
- 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の内容欄は、該当箇所には○をすること。）

申請に係る権利の内容	所有権移転			賃借権設定	使用貸借による権利の設定	その他 ()
権利の設定又は移転の時期	平成22年10月31日	権利の存続期間	永久			
売買価格又は賃借料	500,000円					

- 5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作等の状況	譲受人等						譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地				
地目区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
田	15,000	—	—	2,000			4,000		500	0
畑	4,000			450,000			500			0
樹園地										
計	19,000			452,000			4,500		500	0
採草放牧地										

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目の別		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
		所有地				
		借入地				

- 6 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付(予定)作物	稲	ねぎ	ブロッコリー	ほうれん草			3月～12月
権利取得後面積	19,000 ㎡	200,000 ㎡	200,000 ㎡	54,500 ㎡	㎡	㎡	

- 7 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況(法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況)

	氏名	年齢	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業経験	農作業従事日数	備考
本人 世帯員 (構成員)	県庁 太郎	45	男	代表理事	農業	農作業歴20年	300 日	
	広島 三郎	42	男	理事	農業	農作業歴20年	150	
	基町 一郎	41	男	理事	農業	農作業歴10年	151	
	大手町 花子	41	女	組合員	農業	農作業歴11年	60	
	北東 三郎	75	男	組合員	農業	農作業歴45年	70	
	川西 花代	76	女	組合員	農業	農作業歴50年		
	畑 耕作	80	男	組合員	農業	農作業歴60年		
常雇								
農作業委託 季節雇 臨時雇	年間延べ 5 人							
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から 権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						事務所から自動車です10分		

農業生産法人の場合

8 権利を所得しようとする者及びその世帯員の農機具並びに家畜の保有状況

種類	大農機具							家 畜		
	トラクター	耕耘機	田植機	乾燥機	コンバイン	軽トラック	草刈機			
確保済み数量	2	2	1	1	1	2	5			
導入予定数量										
導入のための資金繰り：										

9 信託契約の内容（法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得： 有 ， 無

10 転貸が認められる場合への該当の有無（法第3条第2項第6号関係）

転貸による権利の取得： 有 ， 無

11 周辺地域との関係（法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

所有権移転を受ける農地はこれまでも耕作されており、所有権移転後も現状のまま利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。
また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

12 その他参考となるべき事項

この申請に関する照会に回答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	〒***-*** 南北郡南北町大字南北120	氏 名	県庁太郎
電話番号	(▲▲▲▲) ▲▲ -▲▲▲▲	<input checked="" type="radio"/> 自宅	勤務先 (名称)

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に回答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。

農業生産法人の要件に係る事項

1 事業の状況

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業以外の事業の内容
	農畜産物名	関連事業等の内容	
現在	ねぎ	農作業の受託	
	ブロッコリー	農産物の販売	
	ほうれん草		
権利取得後	ねぎ	農作業の受託	
	ブロッコリー	農産物の販売	
	ほうれん草	農産物の販売加工	

(2) 事業の実施状況及び事業計画

年度	農業	左記農業以外の事業
3年前	20,000,000 円	
2年前	20,000,000 円	
1年前	30,000,000 円	
初年度	31,000,000 円	
2年目	32,000,000 円	
3年目	33,000,000 円	

2 構成員の状況

氏名・名称	議決権	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		取引関係等の内容	備考
		権利の種類	面積 (㎡)	前年実績	見込み		
県庁 太郎	1	所有権		300	300		
広島 三郎	1	使用貸借		150	200		
基町 一郎	1	使用貸借		151	200		
大手町 花子	1	使用貸借		60	100		
北東 三郎	1	所有権		70	60		
川西 花代	1					農作業委託	耕起・播種
畑 耕作	1					農作業委託	耕起・播種・収穫

3 構成員のうち承認会社の株主の状況

株主の氏名・名称	議決権	備 考

4 理事, 取締役又は業務執行役員の状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む）への従事状況

氏 名	住 所	役職	年間農業従事日数			
			前年実績		見込み	
			前年実績	見込み	前年実績	見込み
例) 県庁 太郎	南北郡南北町大字南北121	代表理事	300日	300日	60日	80日
広島 三郎	南北郡南北町大字北西121	理事	150日	200日	60日	100日
基町 一郎	南北郡南北町大字南東121	理事	150日	200日	60日	100日

(2) 農作業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人が農業を行う期間			←									→
	年 280 日											
うち必要な農作業の期間			←									→
	年 190 日											
(1)の者が農作業に常時 従事する期間 (前年実績)												
県庁 太郎			←				→					
	年 60 日											
広島 三郎				←	→				←	→		
	年 60 日											
基町 一郎							←		→			
	年 60 日											
(許可後の見込み)			←				→					
県庁 太郎												→
	年 80 日											
広島 三郎			←									→
	年 100 日											
基町 一郎			←									→
	年 100 日											

※ 申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農業生産法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農業生産法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考） その他の添付書類の例

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など

【記入例】

農業生産法人以外の法人

(農地法第3条甲号)

農地法第3条の規定による許可申請書

平成22年 8月 1日

南北町 農業委員会会長 様

譲受人等 住所 広島市中区基町10-52

職業 年齢 歳

株式会社カコメ

氏名(名称) 代表取締役 乙野 甲平

株式会社
カコメ代
表取締役

譲渡人等 住所 南北郡南北町大字北東326

職業 農業 年齢 75歳

氏名(名称) 北東 三郎

自署の場合は押印不要です。

次の農地(採草放牧地)の(に)「賃借権」を「設定」したいので、農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

南北郡南北町

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通 収量高 (kg)	所有者氏 名 (名 称)	耕作者		備考
		登記簿	現況					氏名(名称)	利用権原	
大字北東字北東	1206	田	田	4,000	一毛作	水稲 480kg	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1207	田	田	4,000	一毛作	水稲 480kg	北東三郎	北東三郎	所有権	
大字北東字北東	1208	田	田	5,000	一毛作	水稲 500kg	北東三郎	北東三郎	所有権	
以下	余		白							
計 13,000㎡ (田 3筆 13,000㎡, 畑 一筆 一㎡, 採草放牧地 一筆 一㎡)										

2 土地の引渡しの時期

平成22年10月31日

農業生産法人以外の法人の場合

(農地法第3条乙号)

- 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細
 譲渡人 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから耕作を希望する法人に貸し出すことにした。
 譲受人 以前から規模拡大をしたいと考えており、南北営業所から近いので借り受けたい。
- 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(権利の内容欄は、該当箇所には○をすること。)

申請に係る権利の内容	所有権移転	賃借権設定	使用貸借による権利の設定	その他()
権利の設定又は移転の時期	平成22年10月31日	権利の存続期間	10年	
売買価格又は賃借料	年額 10,000円(10aあたり)			

- 5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作等の状況	譲受人等						譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
地目区分	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
田				25,000		0	13,000			
畑				3,000		0	2,000			
樹園地										
計				28,000		0	15,000			
採草放牧地										

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
		所有地				
		借入地				

- 6 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付(予定)作物	稲	ねぎ				
権利取得後面積	38,000 ㎡	3,000 ㎡	㎡	㎡	㎡	3月~10月

- 7 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況(法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況)

	氏名	年齢	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業経験	農作業従事日数	備考
本人世帯員(構成員)	乙野 甲平	50	男	代表取締役	会社員		日	
	甲野 太郎	45	男	取締役	会社員	農作業歴5年	200	
	乙野 正子	47	女	取締役	会社員	農作業歴6年	200	
常雇	畑 咲子	35	女	社員	会社員	農業技術検定1級	220	
	芝 育夫	40	男	社員	会社員		220	
農作業委託 季節雇 臨時雇	年間延べ 5 人							
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から 権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						事務所から自動車で10分		

農業生産法人以外の法人の場合

8 権利を所得しようとする者及びその世帯員の農機具並びに家畜の保有状況

種類	大農機具							家 畜		
	トラクター	耕耘機	田植機	乾燥機	コンバイン	軽トラック	草刈機			
確保済み数量	(1)	1	1		1	1	1			
導入予定数量										

導入のための資金繰り：

9 信託契約の内容（法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得： 有 ， 無

10 転貸が認められる場合への該当の有無（法第3条第2項第6号関係）

転貸による権利の取得： 有 ， 無

11 周辺地域との関係（法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

賃借権設定を受ける農地はこれまでも耕作されており、許可後も現状のまま利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

12 その他参考となるべき事項

この申請に関する照会に回答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	〒***-**** 広島市中区基町10-52	氏 名	乙野 正子
電話番号	(▲▲▲▲) ▲▲ -▲▲▲▲	自宅 (勤務先)	(名称 株式会社 カコメ)

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に回答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。

特例による場合

1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

(法第 3 条第 2 項第 5 号)

以下のうち該当するもの (□) に印 (レ) をつけてください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下回ることとならない。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2 転貸が認められる場合への該当 (法第 3 条第 2 項第 6 号)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (賃借人等) が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合 (転貸する場合) には、以下のうち該当するもの (□) に印 (レ) をつけてください。

- 賃借人等はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作 (田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。) の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容:)
(裏作の作付内容:)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

3 権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人である場合
又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合

以下のうち該当するもの (□) に印 (レ) をつけてください。

(1) 適正な利用を確保するための契約条件の状況 (法第 3 条第 3 項第 1 号関係)

- 本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを確約します。

契約書中に次の記載がある場合は、該当するもの (□) に印 (レ) をつけてください。

- 賃貸借契約が終了したときは、乙はその終了の日から○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。
- 乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。
- 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。

契約年数のうち、満了までの残の年数分

(2) 地域との役割分担の状況 (法第 3 条第 3 項第 2 号関係)

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う予定であるか、以下のうち該当するもの (□) に印 (レ) をつけ、内容を記載してください。

- 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加
(話し合い活動をする団体等名称: ○○地域営農組合 頻度: 年5回)
- 農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守
(共同利用施設及び管理団体等: ○○地域ため池管理組合)
- 獣害被害対策への協力
(協力の方法: 地域の取り決めに従って箱わな設置や防護柵設置を行う。)
- その他
(地域で協同行うそのほかの作業についても積極的に参加する。)

農業生産法人以外の法人による使用貸借又は賃貸借に限る申請（法第3条第3項第3号関係）

1 その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏名 乙野 正子

(2) 役職名 取締役

(3) 住所 南北郡南北町大字南南西 150番

(4) 農業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人が農業を行う期間			←									→
	年 280 日											
この者が当該事業に参画・関与する期間 (前年実績) 乙野 正子			←					→				
	年 150 日											
(許可後の見込み) 乙野 正子			←									→
	年 200 日											

※ 申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人以外の法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 契約に解除条件をつけて賃貸借、使用貸借をしようとする場合、農地の所有者と農地を借りる法人との間の貸借契約書の写し
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、裁判所で交付される判決書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

(参考) その他の添付書類の例

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

地域との役割分担についての確約書

法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面

など

収入
印紙

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）	住所	
	氏名	印
賃借人（以下乙という。）	住所	
	氏名	印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで〇〇年間とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 借賃の増額又は減額

別表1に記載された借賃の額が、法第20条第1項の事由に該当する場合は、甲又は乙は、増額又は減額の請求をすることができる。

7 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に、甲の承諾と農業委員会の許可を得て、賃借物を第三者に一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合にも、甲の承諾と農業委員会の許可を得なければならない。

8 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができ

ない事由があるときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

9 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

10 目的物の返還及び立毛補償

(1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

(3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

11 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

13 この契約は農地法第3条の許可後に効力を生じる。

14 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適當な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載します。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、法第4条及び第5条に違反しているもの、法第30条第3項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載します。借賃の支払の方法が賃貸人の農協の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を契約書例別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を契約書例別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び借借人の費用に関する支払区分の内容	借借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考